

緊急事態措置中及び解除後の対照表

(下線部は変更箇所)

緊急事態措置解除後の県立学校の対応	緊急事態措置を受けた県立学校の対応 (R3. 1. 14 通知)
1 学校運営の基本方針 地域の感染状況に応じた感染防止対策を徹底しながら、学校教育活動を継続していく。 2 感染防止対策の徹底 引き続き、基本的な感染防止対策を徹底するよう指導を行う。 (1) 登下校 ア 毎日の健康観察を実施し、児童生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させない。 イ 児童生徒の同居家族が濃厚接触者に特定されている場合、<u>児童生徒本人に行動の制限はないことを踏まえ、登校については本人や保護者の意向を尊重する。</u> ウ 生徒同士での食事やカラオケは感染リスクが非常に高いことから、引き続き自粛するよう指導する。 エ 登下校中も含め、校内では、原則マスクを着用するよう指導する。	1 学校運営の基本方針 本県が緊急事態宣言の対象に加えられたことを踏まえ、警戒度をこれまでより高めて、感染症対策を更に徹底した上で学校教育活動を継続していく。 2 感染防止対策の徹底 新型コロナウイルスに「感染しない・させない」ためには、生徒一人一人が自覚を持って感染防止対策に取り組みむ必要がある。そのため、改めて、基本的な感染対策を徹底するよう指導を行う。 (1) 登下校 ア 家族も含めた<u>毎日の健康観察を実施し、児童生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させない。</u> イ 感染者が急増している地域については、同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校を控えるよう保護者に働きかける。 ウ 児童生徒の同居家族が濃厚接触者に特定された場合、<u>検査で陰性が判明するまでは、生徒本人は登校させない。</u> エ 授業後や部活動終了後には、生徒同士で食事やカラオケなど寄り道はしないよう指導し、まっすぐ帰宅させる。 オ 登下校中も含め、校内では、原則マスクを着用するよう指導する。 (2) 時差通学 公共交通機関を利用する児童生徒が多い学校は、地域の感染状況に応じて、公共交通機関が混雑する時間帯を避けられるよう時差通学の実施を積極的に検討する。

(2) 校内における感染防止対策

ア 昼食等の食事は、自席で食べるなど対面にならないようにし、会話をしないよう特に指導を徹底する。また、食事後は速やかにマスクを着用するよう指導する。

イ 「3密」と「大声」の回避、こまめな手洗、咳エチケットを徹底するよう指導する。

ウ 教室等の常時換気を実施する。なお、室温の低下による健康被害が生じないよう児童生徒に暖かい服装を心がけるよう指導する。

(3) 教職員の感染防止対策

ア 教職員も常日頃から上記感染防止対策を徹底する。

イ 家族以外との不要不急の会食や 21 時以降の不要不急の外出等については、国や県が示す指針を遵守する。

3 教育活動上の対応

(1) 再開する活動

ア 「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」は、教室等の常時換気やマスクの着用などの感染防止対策を徹底した上で、再開する。なお、マスクを外して行う活動の再開については、教室等の換気の状態や生徒同士の身体的距離、活動時間、発声や呼吸の強さの面から判断をする。

＜マスクを外して行う活動の例＞

激しい呼吸を伴う活動、会食を伴う活動、楽器を演奏する活動など

(3) 校内における感染対策

ア 昼食等の食事は、自席で食べるなど対面にならないようにし、会話をしないよう特に指導を徹底する。また、食事後は速やかにマスクを着用するよう指導する。

イ 「3密」と「大声」の回避、こまめな手洗、咳エチケットを徹底するよう指導する。

ウ 教室等の常時換気を実施する。なお、室温の低下による健康被害が生じないよう児童生徒に暖かい服装を心がけるよう指導する。

(4) 教職員の感染対策

ア 教職員も常日頃から上記感染症対策を徹底する。

イ 家族以外との不要不急の会食や 20 時以降の不要不急の外出をしないよう周知徹底する。

3 教育活動上の対応

(1) 中止とする活動

ア 「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」は行わない。

・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」

・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びビデオや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」

イ 修学旅行等の宿泊を伴う行事は、<u>旅行先の感染状況を確認し、必要に応じて目的地や内容を見直すなどした上で、実施する。</u> (2) 学習活動 教室等においては、<u>児童生徒の間隔を、1メートルを目安に学級内で最大限確保する。</u>	・ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」 ・ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」 ・ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」 イ 修学旅行等の宿泊を伴う行事は<u>中止又は延期する。</u> (2) 学習活動 ア 身体的距離の確保を優先し、教室等においては、児童生徒の間隔を<u>可能な限り2メートル（最低1メートル）確保する。</u> イ 施設の制約により1メートルの距離が確保できないときは、マスク着用の徹底や十分な換気を行う。 ウ ペアワーク等を行う場合は、次に留意して実施する。 ・ ペア等を組む相手は固定する。 ・ 近距離で、対面にならない形で実施し、15分を目安に長時間にならないよう注意する。 ・ マスクを着用し、必要以上に大きな声を発しないよう指導する。 エ 体育については、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とする。2～3人程度の特定の少人数での活動を行う場合は、十分な距離を空けて行う。 オ 受験生等、配慮が必要な生徒に対しては、必要に応じて個別に対応する。 カ 感染が拡大していることへの不安により、保護者から学校を休ませたいと相談のあった生徒については、緊急事態宣言下であることを鑑み、欠席の扱いとはしないよう柔軟に対応する。 キ 通学困難等の生徒に対し、オンライン学習支援の検討を進める。
--	--

(3) 部活動

ア 対外的な練習試合、合同練習及び部合宿は、3月12日（金）まで、全ての種目において実施を自粛し、校内での活動とする。

3月13日（土）以降は、実施周辺地域の感染状況を踏まえて、活動時間や活動場所を慎重に検討しながら、感染防止対策を講じた上で実施する。

イ 公式戦への参加は周辺地域の感染状況を踏まえて、活動時間や活動場所を慎重に検討しながら、感染防止対策を講じた上で実施する。

ウ 生徒が密集したり、近距離で組み合ったり接触したりする活動や、発声や演奏する活動については、間隔を空けて行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。

エ 活動の開始時と終了時には、教員が生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行った上で実施する。なお、教員が常時立ち会わないことも可とする。

オ 可能な限り感染防止対策を行った上で、感染リスクの低い活動から順次実施し、感染リスクの高い活動の実施は慎重に検討する。

(4) 寮や寄宿舎における感染防止対策の徹底

引き続き、寮や寄宿舎の集団生活における感染防止対策を徹底する。

4 保護者との連携

学校内で感染拡大を防ぐためには、ウイルスを持ち込まないことが重要であることから、引き続き、登校前の健康観察や休日を含めた生徒のみの会食やカラオケの自粛など各家庭と連携した感染防止対策に取り組む。

(3) 部活動

ア 対外的な練習試合、合同練習及び部合宿は自粛する。

イ 公式戦への参加は周辺地域の感染状況に応じて、慎重に検討する。

ウ 生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動及び発声や演奏などについては行わないようにする。

エ 活動の開始時と終了時に、生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行うとともに、活動中は、教員が必ず立ち会い、感染防止対策の徹底を図る。また、教員が立ち会うことができない場合は実施しない。

オ 可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させ、感染リスクの低い活動を、短時間で個人や少人数によって実施する。

カ 部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、短時間で行うよう指導する。また、可能な限り換気をする。

(4) 寮や寄宿舎における感染対策の徹底

寮や寄宿舎の集団生活における感染防止対策は特に徹底する。

4 保護者との連携

学校内で感染拡大を防ぐためには、ウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには、各家庭との連携が不可欠である。

そのため、家族も含めた登校前の健康観察や休日を含めた生徒のみの会食やカラオケの自粛、20時以降の不要不急の外出は控えること及び各家庭においても感染予防に努めていただくよう保護者等に依頼する。